マイナンバー

日本では、2016年1月から、社会保障・税・災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まりました。

◆マイナンバーとは

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策等の分野で使われます。住民票のある外国人（中長期在留者、特別永住者等）にもマイナンバーは通知されます。

日本に住民票をお持ちの世帯に、住民票がある市役所から郵送された通知カードまたは国から郵送される個人番号通知書に、マイナンバーが記載されています。

※個人番号通知書は再発行できません。捨てないで大切に保管してください。

◆マイナンバーの利用場面

・確定申告など、税の手続きのとき
・税や社会保険の手続きで、勤務先から提示を求められたとき
・税の手続きで、証券会社や保険会社などに提示を求められたとき
・福祉分野の給付を受けるときや、国民健康保険、介護保険などの手続きをするとき
・国外に送金するときや、国外からお金を受け取るとき

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)とは

・マイナンバーに関係する手続きで、番号と身元を１枚で確認できるカードです。
　また、公的な身分証明書として使えます。
・マイナンバーカードの取得には、申請が必要です。
　(初回の発行手数料は無料)
・マイナンバーカードを取得しても、在留カード、
　特別永住者証明書等は引き続き持つ必要があります。

◆マイナンバーの取り扱いに関する注意点

・住所を変更した場合や在留期間の満了日に変更があった場合は、市役所に届け出てください。
・<u>不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提示しないでください。</u>

マイナンバーに関するお問い合わせ

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語対応フリーダイヤル

・マイナンバー制度に関することについて：0120-0178-26
・個人番号通知書、通知カード、マイナンバーカードに関することについて
　：0120-0178-27

日本語のフリーダイヤル：0120-95-0178
マイナンバーカード総合サイト：https://www.kojinbango-card.go.jp/

English, 简体中文, 繁体中文, 한국어, Español, Português